

政令第 号

防災庁設置法の施行期日を定める政令

内閣は、防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

防災庁設置法の施行期日は、令和八年十一月二日とする。

理由

防災庁設置法の施行期日を定める必要があるからである。